

耐震リフォームで固定資産税の減額を考えられている方へ

以下の要件を満たしている場合、市区町村に申告することで、固定資産税の減額を受けられる可能性があります。

1

お住まいの家屋は、昭和57年(1982年)1月1日以前から所在していますか？

2

行う耐震リフォームは、現行の耐震基準を満たすものですか？

3

耐震リフォームにかかる費用は、50万円(税込)を超えていませんか？

具体的な減税要件

住宅について

- 当該家屋が昭和57年1月1日以前から所在していること
- 併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

工事について

- 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- 耐震改修工事費用が50万円(税込)を超えていること
- 令和8年3月31日までに改修工事が終了していること

減税のために必要な書類

消費者に ご用意いただく書類

固定資産税減額申告書

耐震改修工事の内容を確認できる書類、領収書等
(交付がある場合)住宅性能評価書の写し
(補助金を受けている場合)補助金の額が明らかな書類

建築士等にて ご用意いただく書類

増改築等工事証明書 ※

住宅耐震改修証明書 ※

住宅性能評価書 ※

リフォーム会社にて ご用意いただく書類

工事請負契約書の写し

※ 増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書、住宅性能評価書は、いかれかをご用意ください。住宅耐震改修証明書は、地方公共団体の長が発行できます。住宅性能評価書は、登録住宅性能評価機関が発行できます。

以上の書類を用意し、リフォーム完了日から3ヶ月以内に申告を行って下さい。

その他ご留意事項

手続きの手順や必要書類は市区町村ごとに異なる場合がございます。申告の際には、必ず市区町村のHP等もご確認下さい。

増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅性能評価書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等や市区町村にご確認下さい。

本制度が適用された場合、翌年分の固定資産税が2分の1減額されます。